

田原市排水設備等資金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則

平成 2 年 3 月 23 日

規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田原市下水道条例(平成 2 年田原町条例第 3 号。以下「条例」という。)第 25 条の規定により排水設備を設置(家屋の新築に伴う場合を除く。以下同じ。)し、若しくはし尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、これらの工事に必要な資金(以下「排水設備等資金」という。)の融資のあっせんを行い、併せて排水設備等資金の融資を行う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)への利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「排水設備」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項に規定する排水設備(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。

(融資のあっせんを受けることのできる者の資格)

第 3 条 排水設備等資金の融資のあっせんを受けることができる者は、法第 2 条第 8 号に規定する処理区域内に家屋を有し、かつ、排水設備を設置し、若しくはし尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者で、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 融資を受けた排水設備等資金の償還能力を有すること。
- (3) 田原市内に居住し、独立の生計を営み、弁済の資力を有する確実な連帯保証人 1 人を有すること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める者には、融資のあっせんをすることができる。

(融資のあっせんの条件)

第 4 条 排水設備等資金の融資のあっせんの条件は、次の定めるところによる。

- (1) 融資額 1 戸につき 100 万円以内で市長が認定する額
- (2) 償還期間 60 月以内
- (3) 利率 無利子
- (4) 償還方法 融資を受けた月の翌月から元金均等月賦償還。ただし、繰上償還をすることができる。
- (5) 取扱金融機関 市長が指定する金融機関

(融資のあっせんの申込み)

第 5 条 排水設備等資金の融資のあっせんを受けようとする者は、排水設備等資金融資あっせん申込書(様式第 1 号。以下「あっせん申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 あっせん申込書には、市長が指定する書類を添付しなければならない。

3 あっせん申込書は、条例第 6 条の申請書に併せて提出しなければならない。

(融資のあっせんの決定及び通知)

第6条 市長は、融資のあっせん及びあっせん額を決定したときは、排水設備等資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)を交付する。

2 市長は、あっせん額と工事の精算額とに差が生じたときは、あっせん額を変更することができる。

(融資の時期)

第7条 融資は、条例第7条の検査に合格した後に行うものとする。

(利子補給)

第8条 市長は、排水設備等資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期日を経過した融資に係る利子相当額(災害その他市長が特に必要があると認める場合の利子相当額を除く。)は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率は、市長が取扱金融機関と協議して定める。

(融資のあっせんの取消し等)

第9条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部をその者に負担させることができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くことになったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。

(3) 第4条第4号に規定する償還を行わなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(赤羽根町の編入に伴う経過措置)

2 赤羽根町の編入の日前に赤羽根町排水設備等の資金のあっせん及び利子補給に関する規則(平成15年赤羽根町規則第4号。以下「赤羽根町規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成4年3月21日規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成15年8月20日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

排水設備等資金融資あっせん申込書

年 月 日

田原市長 殿

住所
 申込み者 氏名 ①
 電話 ()

下記のとおり排水設備等資金の融資をあっせんしてください。

記

あっせんを希望する金額		円
資金使途	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去	
あっせんを希望する取扱金融機関名		
申込み者の職業又は勤務先		
連帯保証人	住所 ふりがな 氏名	① 電話 ()
連帯保証人の職業又は勤務先		
設置場所		
工事費見積額		円
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで
添付書類		

備考 該当する□にレ印を記入してください。

様式第2号(第6条関係)

排水設備等資金融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長



年 月 日付けで申込みのあった排水設備等資金融資あっせんについては、下記のとおり決定します。

記

あっせん決定番号	第 号
工事の確認番号	第 号
あっせん額	金 円
資金使途	<input type="checkbox"/> 汚水設備 <input type="checkbox"/> 水洗便所改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽撤去
取扱金融機関名	
設置場所	
工事完了予定年月日	年 月 日
あっせんの条件	

備考 該当する項目には、□にレ印がしてあります。